

令和元年度

**知立市認可保育所設置・運営事業者
募集要項**

令和元年 7 月

知立市

1 趣旨

本市では「知立市 子ども・子育て支援事業計画」に即し、子ども・子育て支援施策の充実に努めているところです。

しかしながら、平成29年4月より待機児童が発生しており、女性の就業率向上や保育所等申込者の推移、幼児教育・保育無償化などの動きから今後も保育需要の更なる増加が予想されます。したがって待機児童解消対策・待機児童対策は本市において喫緊の課題と考えております。

そこで本市では、保育需要が大きくなっている1歳児を中心に保育所等の整備を進めてまいります。

この度の公募におきましては、待機児童解消だけではなく、本市と協働で知立市の未来の子どもたちのために、保育所保育指針を基に運営していただける事業者を募集いたします。

2 設置及び運営に係る要件

(1) 事業形態

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の認可を受けた保育所の設置及び運営

(2) 開園日

令和4年4月1日以前

(3) 整備地区

知立市全域

特に 来迎寺小学校区

知立南小学校区

※ 小学校区は、知立市公式ホームページの「子育て情報ページ」－「小・中学生になったら」－「小中学校の通学区域」でご確認ください。

http://www.city.chiryu.aichi.jp/kosodate_info/5/1453797987246.html

(4) 施設用地・建物等

ア 用地は法人が確保（自己所有・借地のいずれも可）すること。なお、借地の場合は、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。

イ 建物は法人が建設すること。

ウ 建設計画は、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、その他の関係法令を遵守すること。

エ 愛知県「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛知県条例第68号）」の基準を遵守し、運営に必要な保育室等の面積や職員配置を確実に確保すること。

オ 周辺的环境に合った外観に配慮すること。

カ 日照権等、近隣住民に十分な配慮をすること。

キ 施設整備に当たり、近隣住民の了解を得られる見込みがあること。

なお、決定した法人は、工事内容について町内会、近隣住民等に対し、法人自らが十分な説明を行い、要望について誠実に対応すること。

ク 既存の保育所、幼稚園、その他関係施設との位置関係を考慮すること。

ケ 決定した法人は送迎時間帯の交通量調査を実施し、その結果を送迎計画に反映させること。

コ 駐車場（送迎用・職員用）を確保すること。また、敷地内に設ける駐車場の出入りについて、市と協議し交通安全に十分配慮した計画にすること。

サ 室内で児童が遊戯できる部屋（遊戯室）を設けること。

シ 工事契約業者については、一般競争入札により選考を行うこと。

ス 市内保育施設に通う全児童が利用可能な休日保育事業を可能な限り行うこと。

なお、休日保育事業については知立市の委託事業とする。

セ 家庭的保育事業所の連携施設となること。

ソ 保育士一人当たり1歳児はおおむね4人までの保育とすること。

タ 延長保育事業を行うこと。

チ 必要に応じて産休・病休代替職員をおくこと。

ツ 障がい児を受け入れること。

※ソ～ツは特別保育事業費等補助金交付要綱による。

※ソ～ツについて、開所年度以降は当市との協議の上、変更する場合あり。

(5) 実施事業

市・県の関係各条例、要綱等を遵守するほか、次の内容に従い実施すること。

実施事業		条 件
通常保育		① 定員 130人以上（うち3歳未満児42人以上） （想定定員：0歳児6人、1歳児16名、2歳児20人、3歳以上児各30人）
		②受入年齢 生後8週間から
		③開園時間 平日・土曜日 7:00～19:00 又は 20:00 （12時間 又は 13時間） 日曜日・祝日 8:00～18:00（10時間）
		④開所日 1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日までを除く日
		⑤給食 自園調理
育て支援事業等	地域・子ども	延長保育 平日・土曜日 7:00～7:30、18:30～19:00 又は 20:00 ※上記以外の時間帯設定については任意

※変更の場合あり

3 補助金

新園建設費用及び運営に係る補助金については、次の要綱等に基づき交付します。

(1) 知立市民間保育所運営費補助金交付要綱（改正予定）

(2) 知立市民間保育所施設建設事業費補助金交付要綱（改正予定）

※国が定める保育所等整備交付金交付要綱第6条に規定する事業、愛知県子育て支援対策基金事業費補助金交付要綱第2条に規定する事業に該当し、同要綱に基づく補助金の交付決定を受けた場合に補助対象になります。

なお、事業着手は、国の内示決定後になります。

(3) 特別保育事業費等補助金交付要綱（改正予定）

4 応募資格

(1) 現に愛知県内に認可保育所、幼保連携型又は保育所型認定こども園（以下「認定こども園」とする。）を運営（指定管理も含む。）している社会福祉法人であること。

(2) 次に該当する法人は、提出することができません。

ア 国税、地方税を滞納している法人

イ 役員等に、次のいずれかに該当する者がいる法人

(ア) 破産者

(イ) 懲役又は禁錮の刑に処されその執行が終わらない者

(ウ) 禁錮以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘留され、又は起訴された者で、判決が確定にいたるまでの者

(エ) 成年被後見人又は被保佐人若しくは未成年者

ウ 知立市暴力団排除条例（平成24年知立市条例第9号）に基づく排除対象法人

なお、決定後に、排除対象法人であることが判明し、愛知県安城警察署より排除要請があった場合は、原則として決定の取消をします。

(3) その他の事項

ア 本市の保育行政をよく理解し、積極的に協力すること。

イ 施設長には、児童福祉施設等に幹部職員としての勤務実績を有している者、又はこれと同等の経験を有している者を配置すること。

ウ 新園の建設及び安定的な運営に必要な能力、資力等を有すること。

5 選考スケジュール及び選考方法

選考については、知立市保育所設置運営者選考委員会（以下「選考委員会」という。）が行います。

なお、提出書類については、「提出書類一覧（別紙1）」をご覧ください。

<選考スケジュール>

(1) 募集要項配布	
7月24日(水)～8月30日(金)	募集要項配布期間
(2) 質問受付	
7月24日(水)～8月30日(金)	質問の受付期間
(3) 参加申込	
8月13日(火)～8月30日(金)	参加申込書提出
(4) 選考	
8月13日(火)～9月13日(金)	ア 書類提出
8月13日(火)～9月20日(金)	イ 現地視察
9月下旬予定	ウ 選考委員会
	エ 選考結果通知

(1) 募集要項配布

- ア 配布期間 令和元年7月24日(水)～8月30日(金)
- イ 配布・掲載場所 知立市役所2階子ども課保育係
知立市公式ホームページ

(2) 質問受付

募集要項に関するすべての質問を受け付けます。

ア 受付期間

令和元年7月24日(水)～8月30日(金)

イ 質問方法

(ア) 提出書類 提出書類一覧(別紙1) 質問書(様式1)

(イ) 子ども課保育係へ提出してください(FAX、電子メール可)。

提出の際は、確認のため必ず同係へ電話にてご連絡ください。(午前8時30分～午後5時15分。閉庁日を除く)

ウ 質問の回答

質問に対する回答は、その都度知立市公式ホームページ掲載します。

(3) 参加申込

ア 提出書類 提出書類一覧(別紙1) 参加申込書(様式2)

イ 受付期間

令和元年8月13日(火)～8月30日(金)

午前8時30分～午後5時15分(閉庁日を除く)

ウ 受付方法

直接、子ども課保育係へ持参してください(郵送では受け付けません)。来庁する際は、事前に電話予約をお願いします。

(4) 選考

参加申込をした法人を対象に、提出書類、既存運営施設の現地視察による選考を行います。

ア 書類提出

(ア) 提出書類 提出書類一覧(別紙1) 様式3～6、補足資料

(イ) 受付期間

令和元年 8 月 13 日(火)～9 月 13 日(金)

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分(閉庁日を除く)

(ウ) 提出方法

直接、子ども課保育係へ持参してください(郵送では受け付けません)。来庁する際は、事前に電話予約をお願いします。

書類不備の場合は選考で減点の対象にします。受付期間外の書類の変更・差し替え等はできませんので、期日に余裕をもって提出してください。

(エ) 提出部数 原本 1 部、コピー 8 部

(オ) その他

書類提出に関する詳細は、提出書類一覧(別紙 1)をご確認ください。

イ 現地視察

法人の運営する既存の保育所又は認定こども園 1 か所を対象に行います。

(ア) 日時 令和元年 8 月 13 日(火)～9 月 20 日(金)

※事前に調整させていただきます。

(イ) 視察施設

提出書類一覧(別紙 1)様式 4「事業概要書」1(9)事業実績に記入の認可保育所又は認定こども園のうち、本市が選択した施設で実施します。

ウ 選考委員会

(ア) 日時 令和元年 9 月下旬

(イ) 選考方法

提出書類、既存施設の現地視察の結果により選考評価基準表(別紙 2)に基づく採点を行い、獲得点数が高い法人を決定します。ただし、採点結果が合計点の 6 割に満たない法人は選考を通過できません。

エ 選考結果通知

決定後速やかに参加申込したすべての法人に通知します。また、決定した法人は知立市公式ホームページに掲載し公表をします。

なお、選考の結果、不採択となったことによる法人の不利益については、本市は一切その責を負わないものとします。

6 その他留意事項

- (1) 参加申込書（様式2）提出後に応募を辞退する際には、参加申込辞退届（様式7）を提出してください。
- (2) 最終選考により決定した法人は、原則として辞退できません。ただし、法人の解散など、本市がやむを得ないものと認めた場合は、この限りではありません。決定した法人が辞退となった場合は次点の法人を選定法人とします。
- (3) 応募に関して必要となる費用は、すべて応募者の負担とします。
- (4) 本要項に基づいて、提出された書類に記載された内容で、評価に影響を与えるものは、原則として10年間は遵守して運営を行ってください。
- (5) 選考の結果、決定法人なしとする場合があります。
- (6) 応募がなかった場合又は決定法人なしとした場合は、再度募集を行う予定です。
- (7) 市街化調整区域に設置を予定する場合は、事前に関係各課へお問合せください。

知立市福祉子ども部子ども課保育係

〒472-8666 知立市広見三丁目1番地

電 話 0566-95-0121（直通）

FAX 0566-83-1141（代表）

メール kodomo@city.chiryu.lg.jp